

蘭越町水防計画



令和 6 年 3 月

蘭越町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	5
第4節 津波における留意事項	7
第5節 安全配慮	7
第2章 水防組織	10
第1節 水防管理団体の水防組織	10
第2節 大規模氾濫減災協議会	15
第3章 重要水防箇所	16
第4章 予報及び警報	17
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	17
第2節 気象庁が行う予報及び警報	18
第3節 洪水予報河川における洪水予報	22
第4節 水位周知河川における水位到達情報	24
第5節 水防警報	28
第5章 水位等の観測、通報及び公表	32
第1節 水位の観測、通報及び公表	32
第2節 雨量の観測及び通報	34
第6章 気象予報等の情報収集	35
第7章 通信連絡	36
第8章 水防施設及び輸送	37
第1節 水防倉庫及び水防資器材	37
第2節 輸送	37
第9章 水防活動	38
第1節 非常配備体制	38
第2節 巡視及び警戒	40
第3節 水防作業	41
第4節 緊急通行	41

第5節 警戒区域の指定	4 2
第6節 避難	4 3
第7節 決壊・越水等通報	4 5
第8節 水防配備の解除	4 6
第10章 水防信号、水防標識等	4 7
第1節 水防信号	4 7
第2節 水防標識	4 7
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	4 8
第11章 協力及び応援	4 9
第12章 費用負担と公用負担	5 1
第1節 費用負担	5 1
第2節 公用負担	5 1
第3節 公務災害補償	5 3
第13章 水防報告等	5 4
第14章 水防訓練	5 7
第15章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	5 8
第1節 洪水、内水、高潮対応	5 8
別添1 尻別川水系尻別川洪水浸水想定区域図	6 0
別添2 尻別川重要水防箇所	6 5

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、水防管理団体である町が水防事務の調整及びその円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減することをもって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

1 水防管理団体

水防の責任を有する町をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
町は、知事から指定水防管理団体に指定されている。

3 水防管理者

水防管理団体である町の長をいう（法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう（法第6条）。

（指定水防管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。）

7 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者に通知及び周知を行う（法第13条）。

12 水位周知下水道

知事又は町長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は町長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

13 水位周知海岸

知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したときは、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

14 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

15 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

16 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に指定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

17 避難判断水位

町長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

18 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

19 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。

内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

20 洪水特別警戒水位

洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項）。

氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

21 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事または町長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

22 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

23 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

24 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

25 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は町長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

26 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

27 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1 水防の責任

町は、町内における水防を十分に果たす責任を有する（法第3条）。

第2 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

1 蘭越町の責任

- (1) 水防団（消防団兼務）の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (14) 警戒区域の設定（法第21条）
- (15) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (18) 公務負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (19) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (20) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (21) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (22) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (23) 消防事務との調整（法第50条）

2 北海道開発局の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における知事などに対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

3 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

4 札幌管区気象台の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

6 羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署・蘭越消防団の責任

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

※ 消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動は原則として複数人で行う。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- 11 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

水防法に定める各機関の役割



(本計画における各関係機関)

(1) 気象官署

札幌管区気象台

(2) 北海道開発局、開発建設部

北海道開発局、小樽開発建設部

(3) 北海道

総務部危機対策局危機対策課、建設部建設政策局維持管理防災課

(4) 総合振興局（地域創生部危機対策室）

後志総合振興局

(5) NHK放送局

札幌放送局

(6) 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部警備救難部救難課、小樽海上保安部

(7) 自衛隊

陸上自衛隊北部方面総監部及び各部隊

(8) 北海道警察

北海道警察本部警備部警備課

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体の水防組織

第1 水防管理団体の水防組織

町は、蘭越町災害対策本部条例の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課企画防災対策室（防災係）で行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

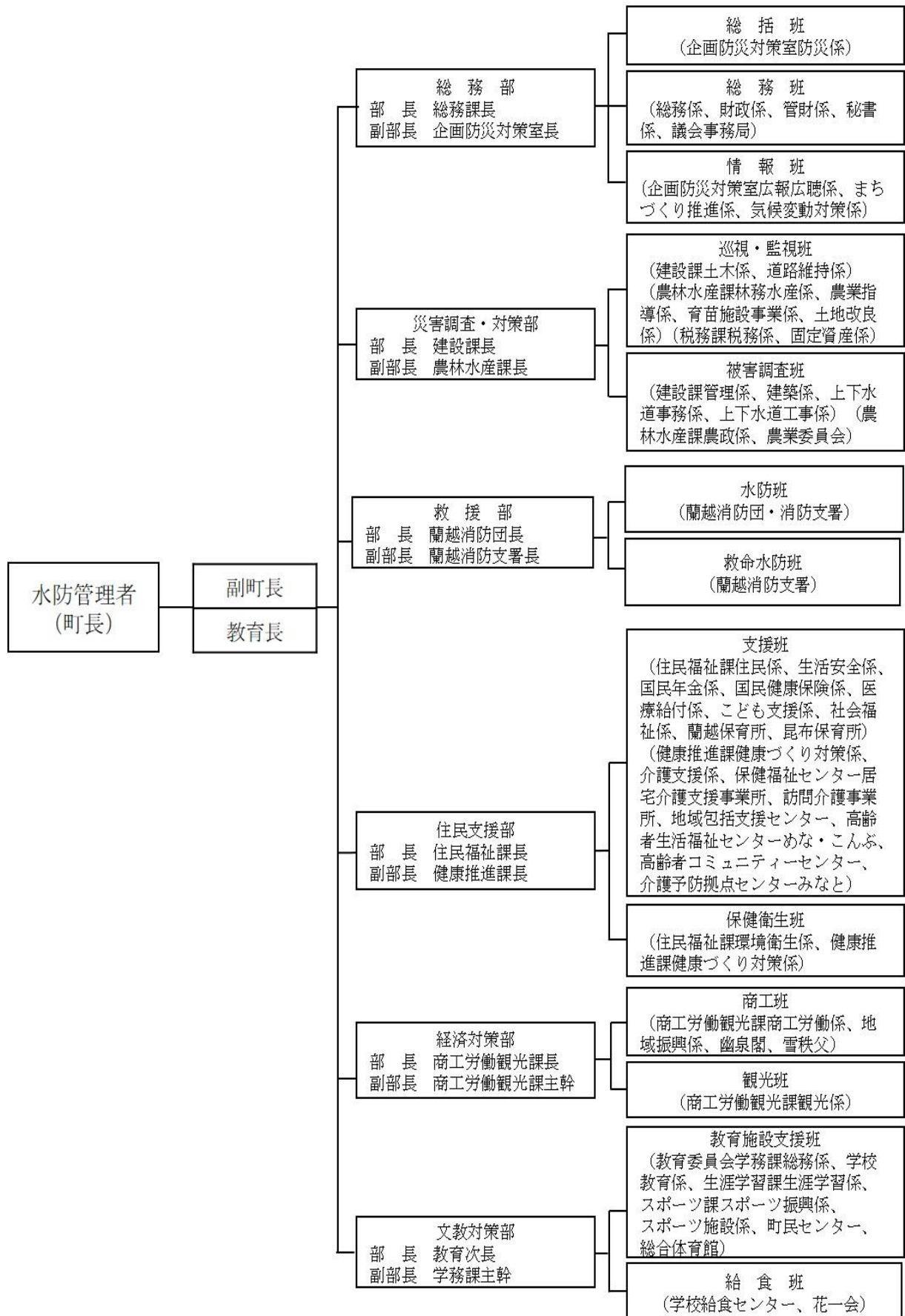
第2 水防計画等の調査審議

蘭越町水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議は、蘭越町防災会議が行う。

第3 水防組織

水防に関する組織は、蘭越町地域防災計画第2章「防災組織」第1節「防災会議」災害対策本部の組織に準じ、次のとおりとする。

蘭越町水防組織機構図



第4 水防業務分担

水防業務の所掌事務分担は次のとおりとする。

1 総務部

(1) 総括班

- ① 水防の統制調整に関すること。
- ② 会議の運営に関すること。
- ③ 関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 総務班

- ① 水防事務の総括に関すること。
- ② 各部（各班）との連絡調整に関すること。
- ③ 水防に関する諸報告に関すること。

(3) 情報班

- ① 全般状況の把握及び報告・通報
- ② 予警報等の受理及び報告・伝達、住民周知に関すること。
- ③ 雨量、水位等の通知の受理及び報告・伝達に関すること。

2 災害調査対策部

(1) 巡視（監視）班

- ① 重要水防区域の非常警戒、巡視（監視）に関すること。
- ② 土地改良施設の警戒、巡視（監視）、応急対策に関すること。
- ③ 危険箇所の警戒、被災箇所の応急対策に関すること。
- ④ 救援部の支援に関すること。

(2) 被害調査班

被害調査に関すること。

3 救援部

(1) 水防班

- ① 水防作業及び水防工法に関すること。
- ② 水防用資器材の使用・管理に関すること。
- ③ 水防資器材配分に関すること。

(2) 救急・救助班

- ① 救急に関すること。
- ② 救出に関すること。

4 住民支援部

(1) 支援班

- ① 避難者の誘導、輸送、保護に関すること。
- ② 要配慮者の避難に関すること。
- ③ 避難施設の開設・運営に関すること。

(2) 保健衛生班

- ① 保健所、医師会等の災害関係機関への連絡調整に関すること。
- ② 被災地の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関すること。
- ③ 災害時の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関すること。

5 経済対策部

(1) 商工班

- ① 災害時の応急飲食、医療、生活必需品、その他物資の緊急購入計画の作成及びその他物資の供給計画の作成及び実施に関すること。
- ② 救援物資の輸送に関すること。
- ③ 被災企業の調査及び復旧対策に関すること。

(2) 観光班

- ① 観光施設関係の被害調査等に関すること。
- ② 観光客の避難に関すること。

6 文教対策部

(1) 教育施設支援班

- ① 被災児童、生徒の援護及び応急教育対策に関すること。
- ② 災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること。
- ③ 教育施設、社会教育施設、体育施設の被害調査等に関すること。
- ④ 被災児童生徒の教科書・学用品の配布に関すること。

(2) 給食班

- ① 給食施設の保全に関すること。
- ② 被災児童生徒の給食に関すること。
- ③ 被災者及び対策本部職員の給食に関すること。

7 各部・班共通

- ① 避難施設の開設に関すること（避難施設開設の担当を命ぜられた者）
- ② その他、各部長から命ぜられた事項

第5 消防機関の組織

消防機関の組織は、蘭越町地域防災計画第3章第10節消防計画のとおりとする。

第6 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次のとおりとする。

1 蘭越支署（重要警戒地区のみ。）

（令和5年2月1日現在）

水防地区名	担当河川名	担当	人員	指揮者
蘭越町全域	尻別川、昆布川 三重の川、逆川 小南部川、南部川、 ホロシツナイ川、 蘭越第1川、パンケ目国内 川、ペンケ目国内川、白井 川、ツバメの沢川、クスリ の沢川、オサンナイ川、志 根津川、フルチャツナイ 川、目名川、下賀老川、ポ ン貝殻沢川、三之助川、湯 出の沢川、木下川	蘭越支署職員	17人	蘭越支署長

2 蘭越消防団

（令和6年2月1日現在）

水防地区名	担当河川名	担当	人員	指揮者
蘭越町全域	全河川	蘭越消防団本団	10人	蘭越消防団長
蘭越地区	逆川、小南部川、南部 川、ホロシツナイ川、蘭 越第1川、尻別川、三重 の川、茅部川	蘭越分団	25人	蘭越分団長
昆布地区	尻別川、昆布川 丸山の沢川	昆布分団	17人	昆布分団長
目名地区	目名川、下賀老川、ポン 貝殻沢川、三之助川、湯 出の沢川、木下川	目名分団	14人	目名分団長
名駒地区	目名川、パンケ目国内 川、ペンケ目国内川、白 井川、ツバメの沢川、ク スリの沢川、尻別川	名駒分団	8人	名駒分団長
港地区	オサンナイ川、志根津 川、フルチャツナイ川、 尻別川	港分団	15人	港分団長

第2節 大規模氾濫減災協議会

第1 大規模氾濫減災協議会

- (1) 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
- ア 国土交通大臣
 - イ 北海道知事
 - ウ 当該河川の存する市町村の長
 - エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - オ 当該河川の河川管理者
 - カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
 - キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者
- (2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第2 北海道大規模氾濫減災協議会

- (1) 北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
- ア 北海道知事
 - イ 当該河川の存する市町村の長
 - ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - エ 当該河川の河川管理者
 - オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
 - カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者
- (2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第3章 重要水防箇所

第1 尻別川の水防危険区域及び浸水想定区域

本町の区域内の尻別川本流域における水防上の危険箇所、浸水想定区域は、「蘭越町防災ガイド・マップ」及び北海道開発局小樽開発建設部「尻別川水系尻別川洪水浸水想定区域図」（別添1）のとおりである。

第2 重要水防箇所

北海道開発局小樽開発建設部「尻別川重要水防箇所」（別添2）のとおりである。

第3 尻別川本流域周辺の危険予想区域

危険区域							予想される被害	
番号	地区名	水系名	河川名	起点	終点 (延長 km)	災害の 要因	住家 (戸)	道路・橋梁
1	昆布町	尻別川	1級 昆布川	昆布川橋上 流 800m	尻別川合流点 (0.8km)	溢 水	34	国道5号 道道豊浦ニセコ線 昆布川橋
2	蘭越下	尻別川 尻別川支流	普通 蘭越第1川 蘭越第2川	蘭越第1川 蘭越第2川 合流点	尻別川 合流点 (0.5km)	溢 水	18	道道北尻別蘭越停 車場線 宮下橋、豊国橋
3	字淀川 字大谷	尻別川 尻別川支流	普通 三重の川 茅部川	三重の川・ 尻別川合流 点	茅部川・尻別 川交点付近 (2.0km)	溢 水	35	国道5号
4	三和	尻別川 尻別川支流	1級 ペンケ目国 内川	尻別川 学林橋	尻別川・パンケ 目国内川合流 点 (1.0km)	溢 水	16	道道北尻別蘭越停 車場線 学林橋・冷水橋
5	御成 初田	尻別川 尻別川支流	1級 志根津川	志根津橋	尻別川合流点 (0.6km)	溢 水	23	道道北尻別蘭越停 車場線 志根津橋
6	大曲	尻別川 尻別川支流	普通 森別川 大曲川	森別川・ 大曲川 合流点	尻別川合流点 (1.0km)	溢 水	13	道道北尻別蘭越停 車場線 初田橋
7	田下	尻別川 尻別川支流	普通 目名川 内山沢川	目名川 内山沢川 合流点	目名川・貝殻 沢川合流点 (2.0km)	溢 水	10	貝殻橋

第4章 予報及び警報等

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要
気象予報警報 〔 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項 〕	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報	気象官署	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える （第4章第2節） なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない
	水防活動用津波注意報・警報	気象庁又は大阪管区气象台	
洪水予報 〔 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項 〕	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署（帯広測候所除く） 共同	洪水予報河川について、水位又は流量を示して行う予報 （第4章第3節）
水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	洪水予報河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 （第4章第5節）

第2節 気象庁が行う予報及び警報等

第1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

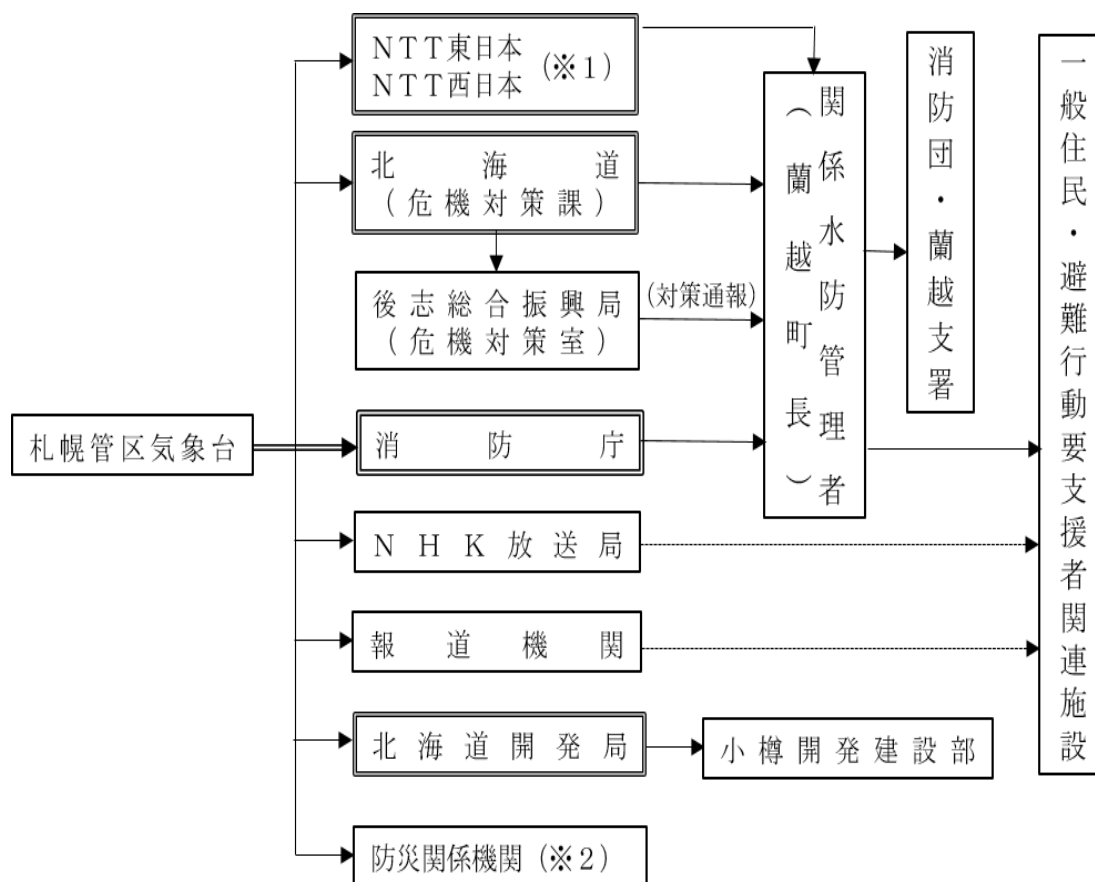
(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 k m四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 k mごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

第2 警報等の伝達経路及び手段

1 洪水等の場合

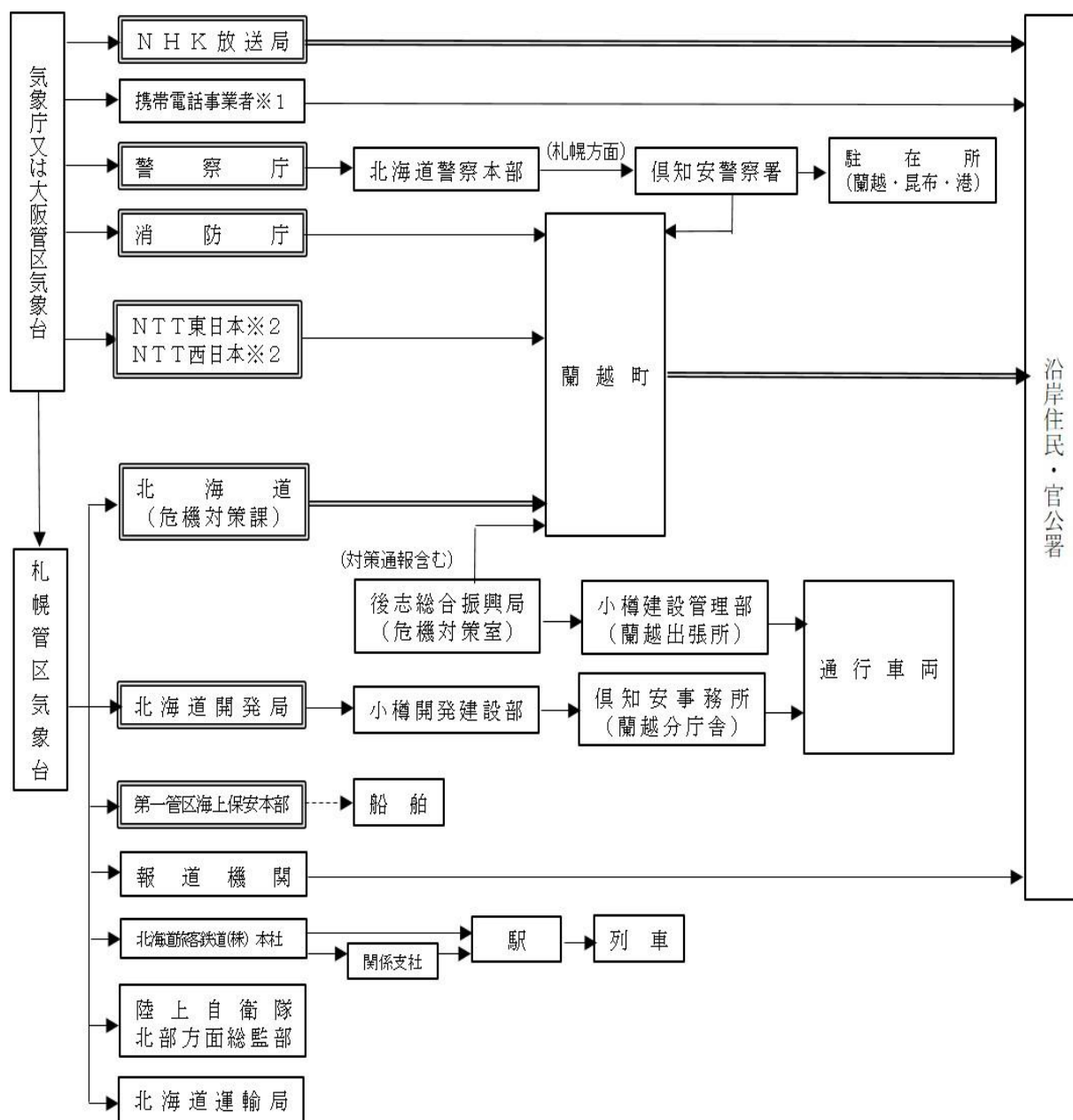


(二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先
 -----> は、放送

(※1) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。

(※2) 陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力㈱等

2 津波の場合



 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先

→ (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

(※1) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(※2) NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達

第3節 洪水予報河川における洪水予報

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、又は、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、避難判断水位に到達しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）、氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき

(水位の危険度レベル、水位の名称等)

水位の危険度 レベル	水位の名称	発表する洪水予報	町・住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機

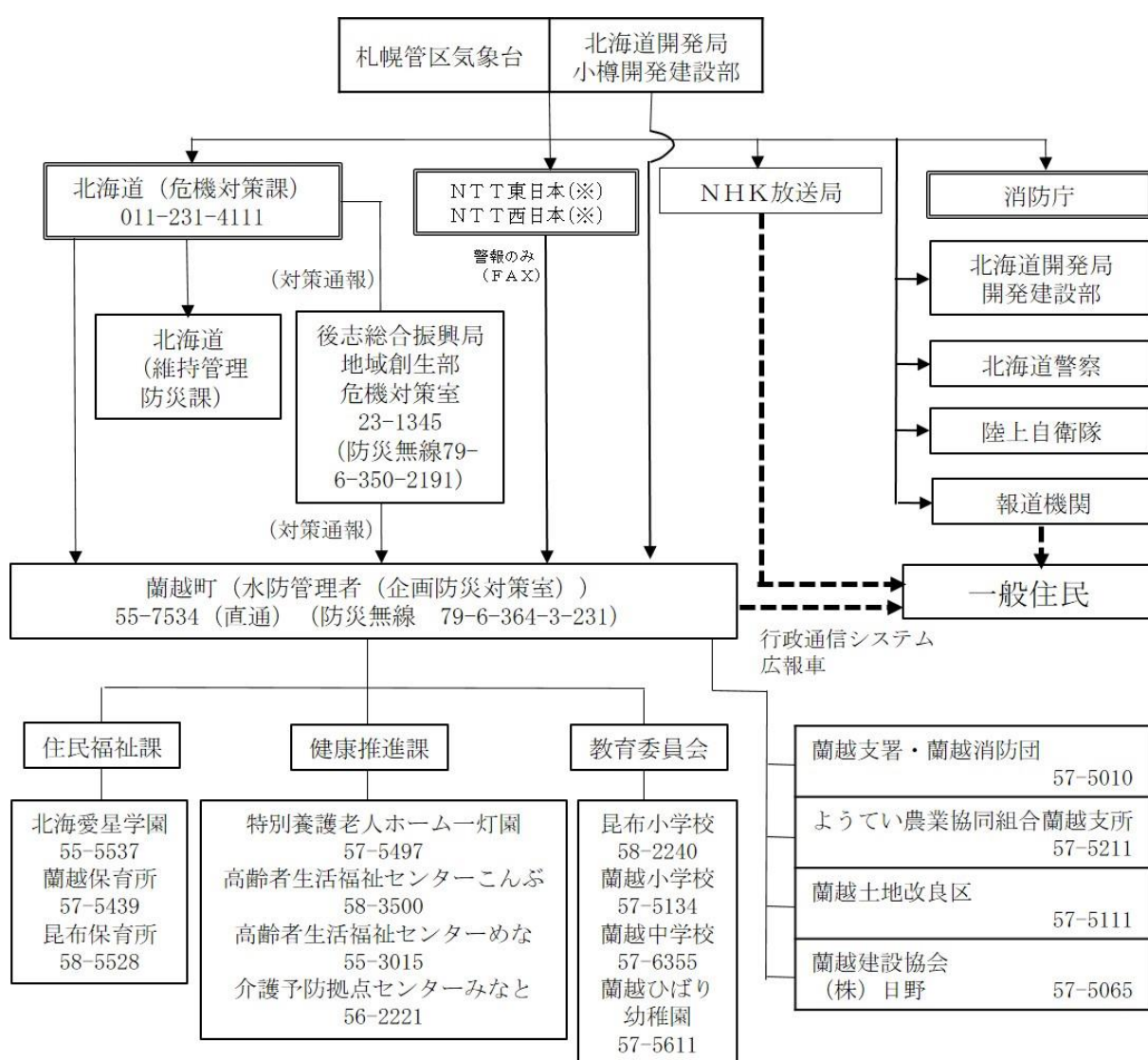
第2 国が行う洪水予報

1 洪水予報河川

洪水予報 河川	基準 地点	洪水予報区		実施機関	総合振興局名	関係水防 管理者
尻別川	名駒 蘭越	左岸	右岸	札幌管区気象台 小樽開発建設部	後志	蘭越町長
		自 蘭越町 403 番地先 至 海	自 字豊国 155 番地先 至 海			

2 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先

---> は、放送

※ NTT札幌子日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

第4節 水位周知河川における水位到達情報

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

第2 道が行う水位到達情報の通知

1 水位周知河川

（1）尻別川

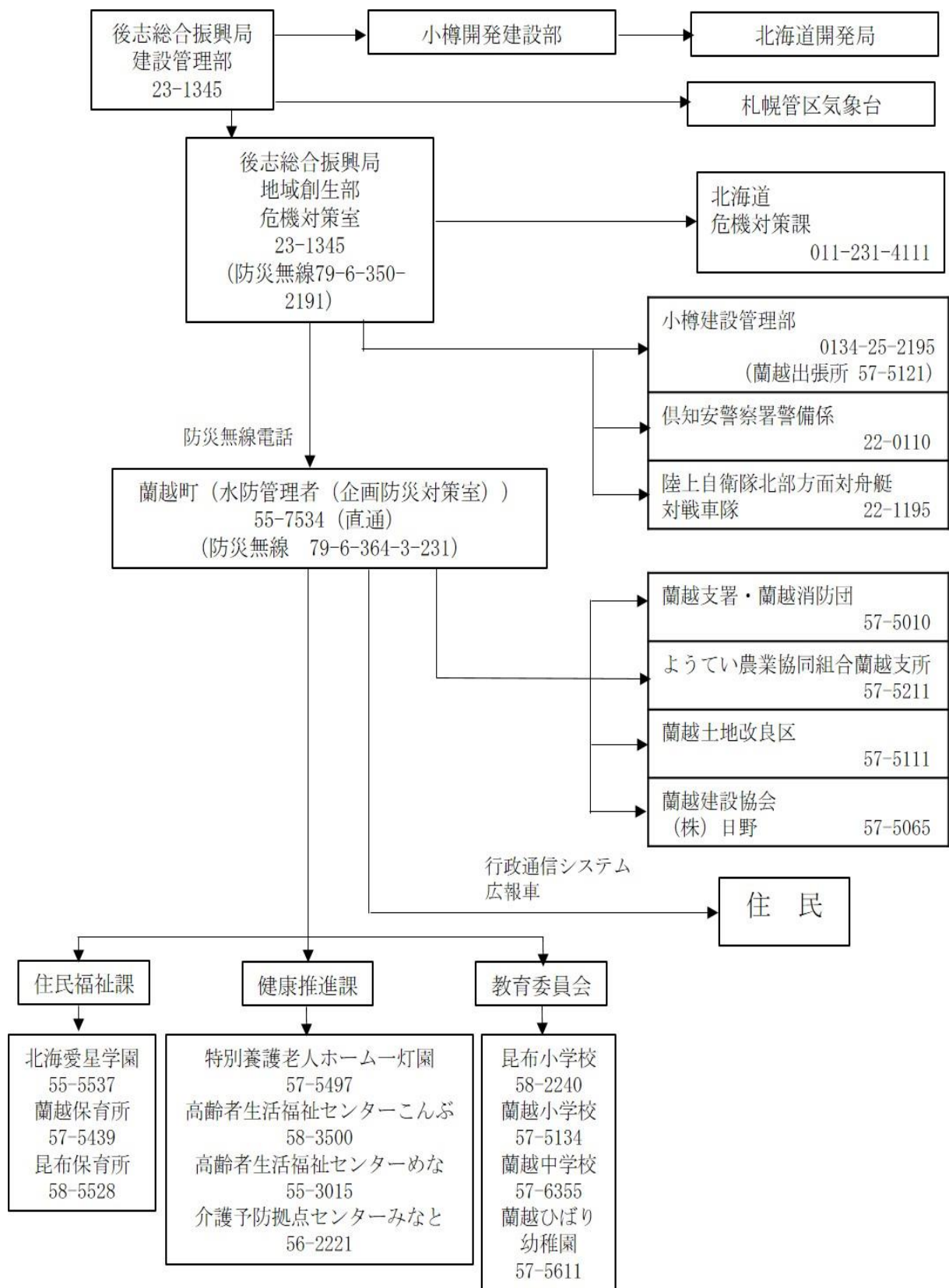
（2）避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、後志総合振興局長とする。

2 水位到達情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段



第3 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」・「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（後志地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。

2 全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

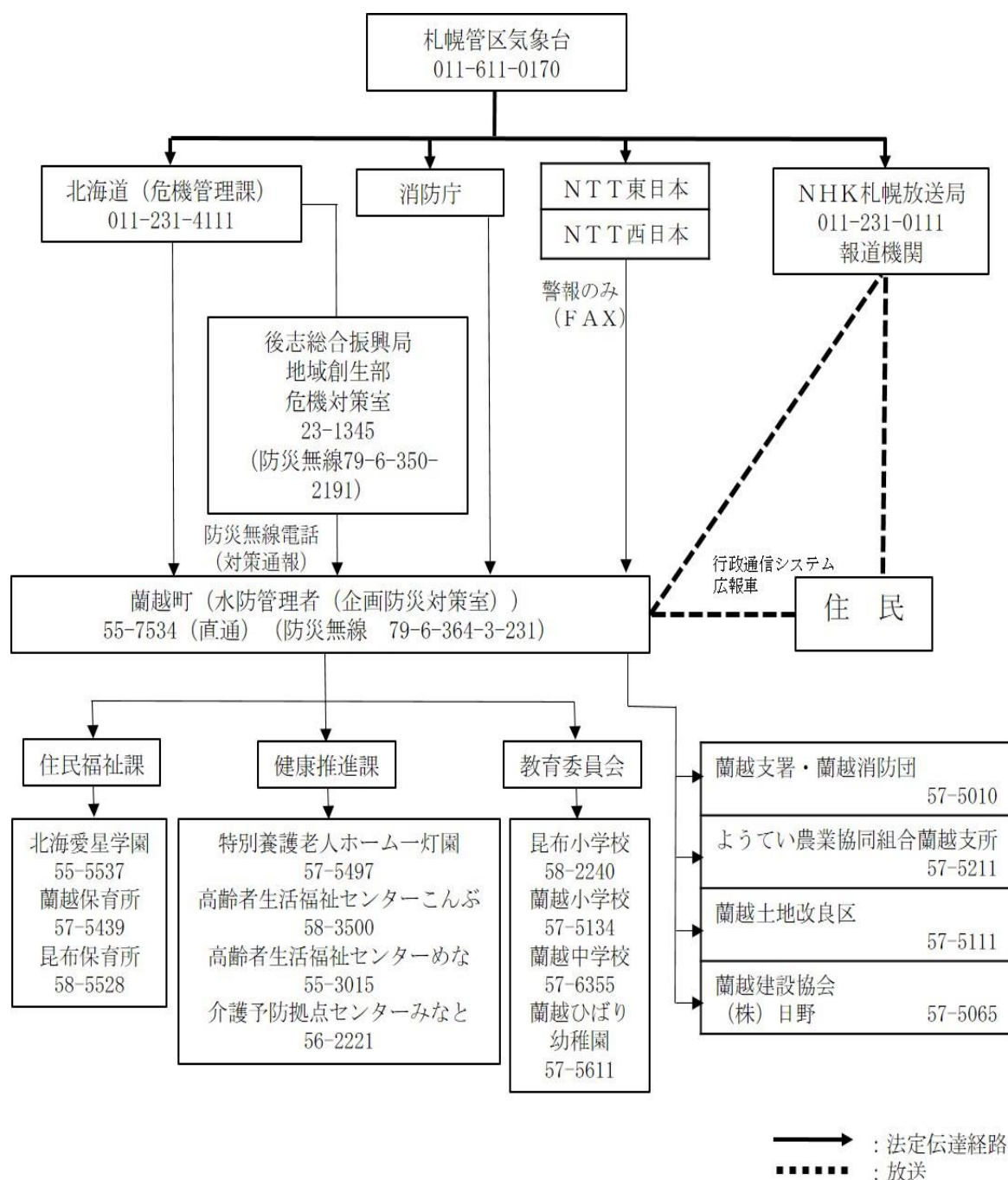
この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第4 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

気象業務法第15条の規定により、道は、札幌管区気象台から気象、津波、高潮及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、水防管理者（町長）に通知するものとする。

札幌管区気象台から発せられる気象予報及び警報等は、消防庁、NHK及び道は気象情報伝送処理システム（以下「アデス」という）、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより水防管理者（町長）へ通知される。また、NTT東日本から警報事項が町に通知される。

水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。



第5節 水防警報

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、内容においても水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに越水(水があふれる)・漏水・崩壊(堤防斜面の崩れ)、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報が解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第3 津波に関する水防警報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、「待機」は気象庁の津波警報が発表されると自動的に発表したものとする。

種 類	内 容	発表基準
待 機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

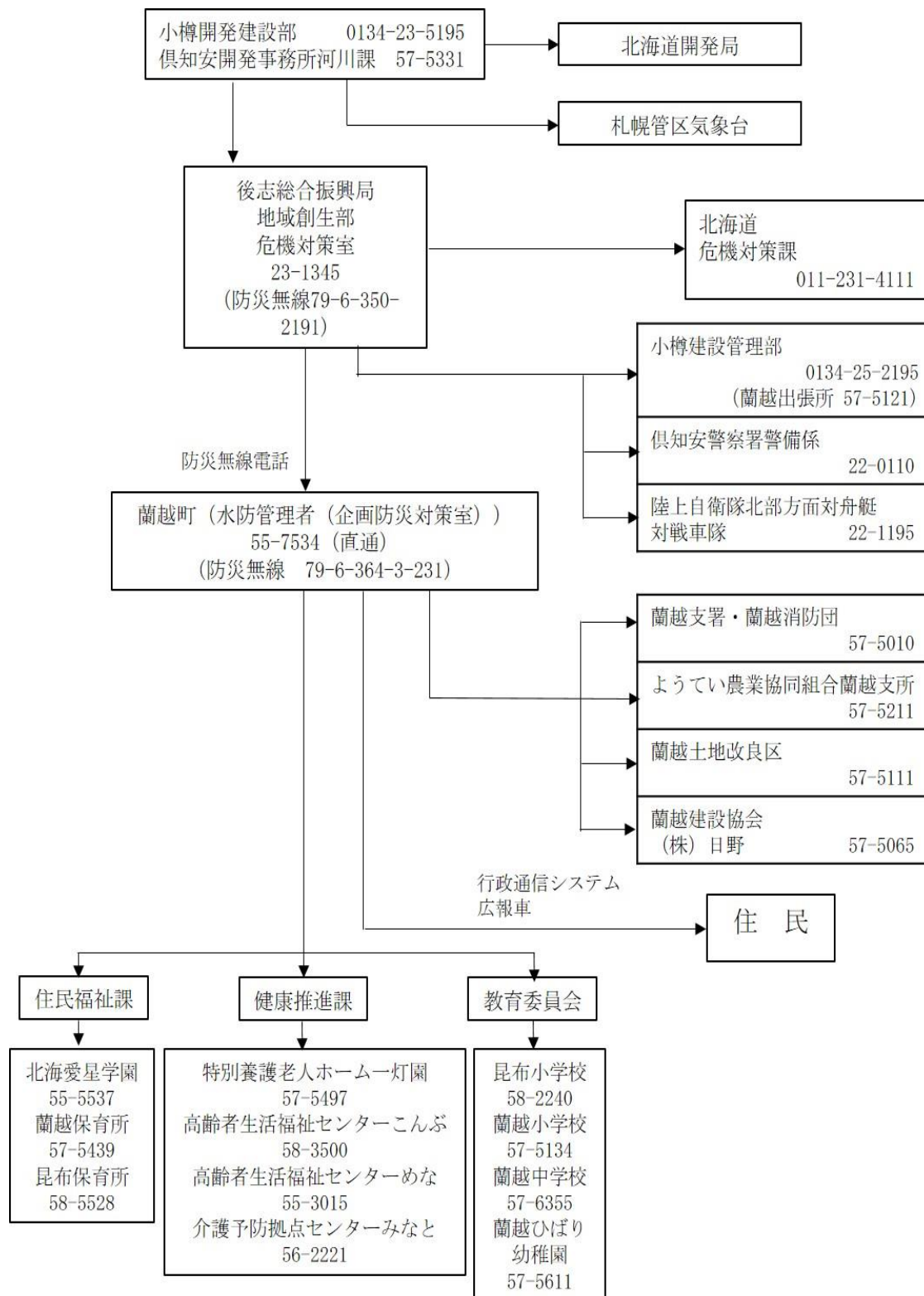
2 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 水防警報指定海岸

国土交通大臣が水防警報を行うために指定した海岸は、別表3「水防警報指定河川及び指定海岸（国土交通大臣指定）」のとおりである。

(2) 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



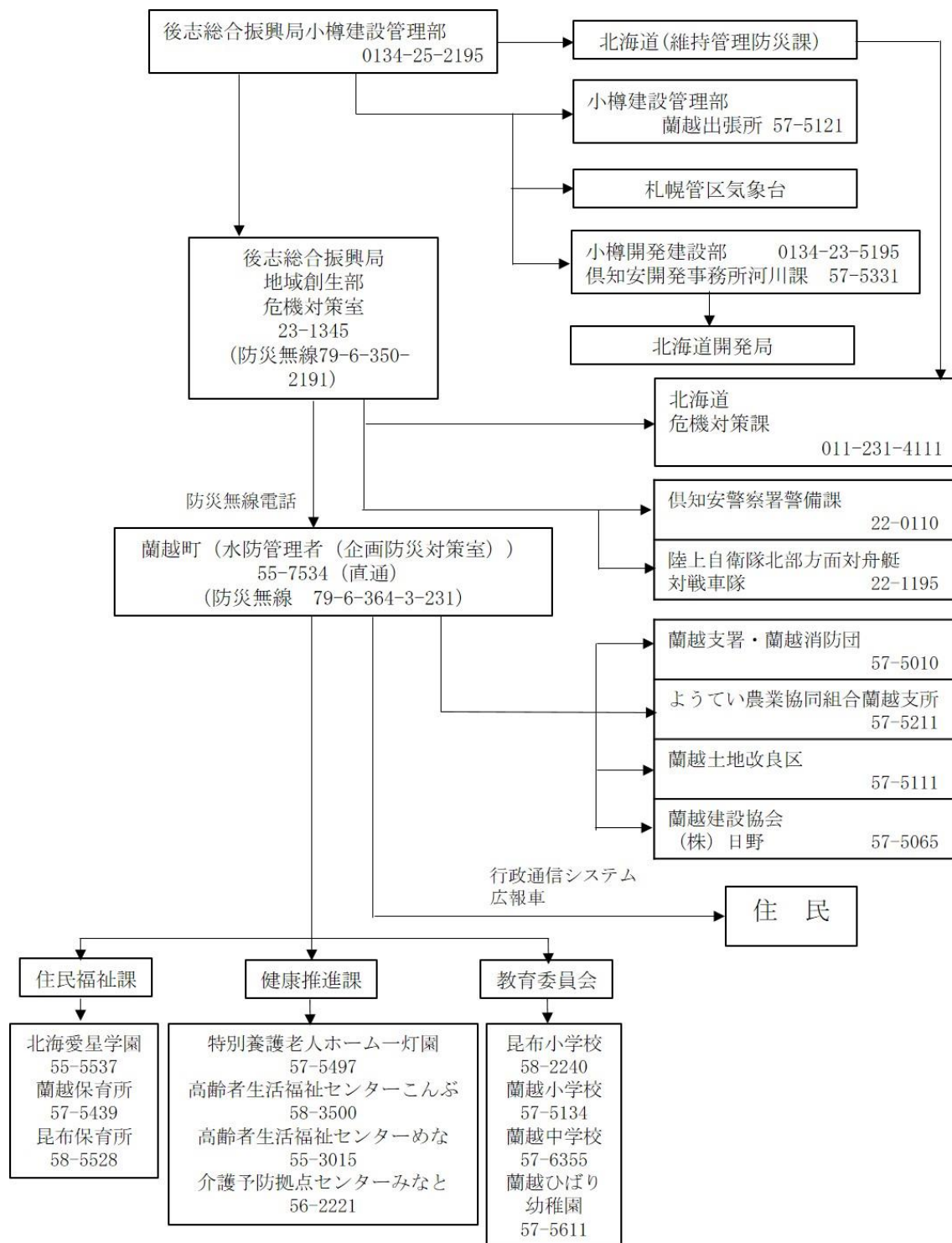
3 道が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川

知事が水防警報を行うために指定した河川は、別表5「指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間（知事指定）」のとおりである。

(2) 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

本町の区域内に設置されている水位観測所は、次のとおりである。

所轄	観測所名	河川名	位置	通報水位		避難判断水位	氾濫危険水位	管理先	観測方法
				水防団待機水位	氾濫注意水位				
小樽開発建設部	河口観測所	尻別川	港町	0.90m	1.40m	—	—	小樽開発建設部俱知安開発事務所河川課	テレメーター
	名駒観測所		字淀川	4.90m	5.90m	7.10m	7.50m		
	蘭越観測所		字豊国	10.90m	11.90m	12.10m	12.40m		
	昆布観測所		字黄金	39.70m	40.40m	—	—		
小樽建設管理部	昆布川観測所	昆布川	ニセコ町字西富	44.27m	44.98m		45.78m	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所	
	目名川観測所	目名川	目名	42.70m	43.75m		44.93m		

2 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、上記観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより、関係機関に通報するものとする。

3 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行われる。

国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

国土交通省「市町村向け川の防災情報」

<https://city.river.go.jp/>

4 障害時の措置

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。

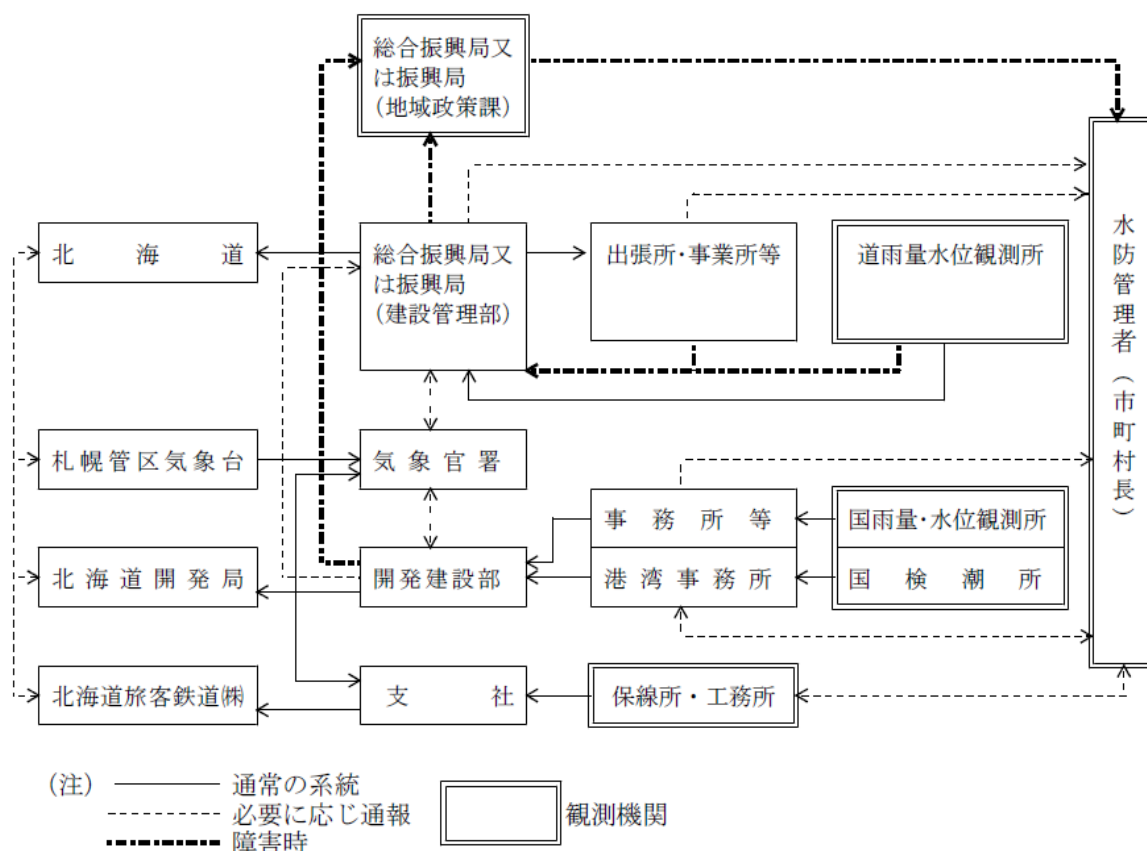
障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行われ、これにより難いときはファクシミリ又は電子メールにより行われる。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

5 水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。



第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

観測所名	観測の方法	所在地	所轄
蘭越地域気象観測所 (アメダス)	テレメーター	蘭越町 896	札幌管区気象台
田下観測所	テレメーター	蘭越町田下	小樽開発建設部
ニセコ観測所	テレメーター	宇昆布温泉湯の里	小樽開発建設部
目名川観測所	テレメーター	蘭越町目名	後志総合振興局小樽建設 管理部

2 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより通報される。また、気象庁ホームページも併用して確認する。

3 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行われ、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行われる。

- (1) 降雨開始から 24 時間以内に 60mm 以上の降雨があったとき。
- (2) 1 時間雨量が 25mm (融雪期 10mm) に達したとき。

第6章 気象予報等の情報収集

第1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水防管理者は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けのや国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

1 市町村向け情報提供

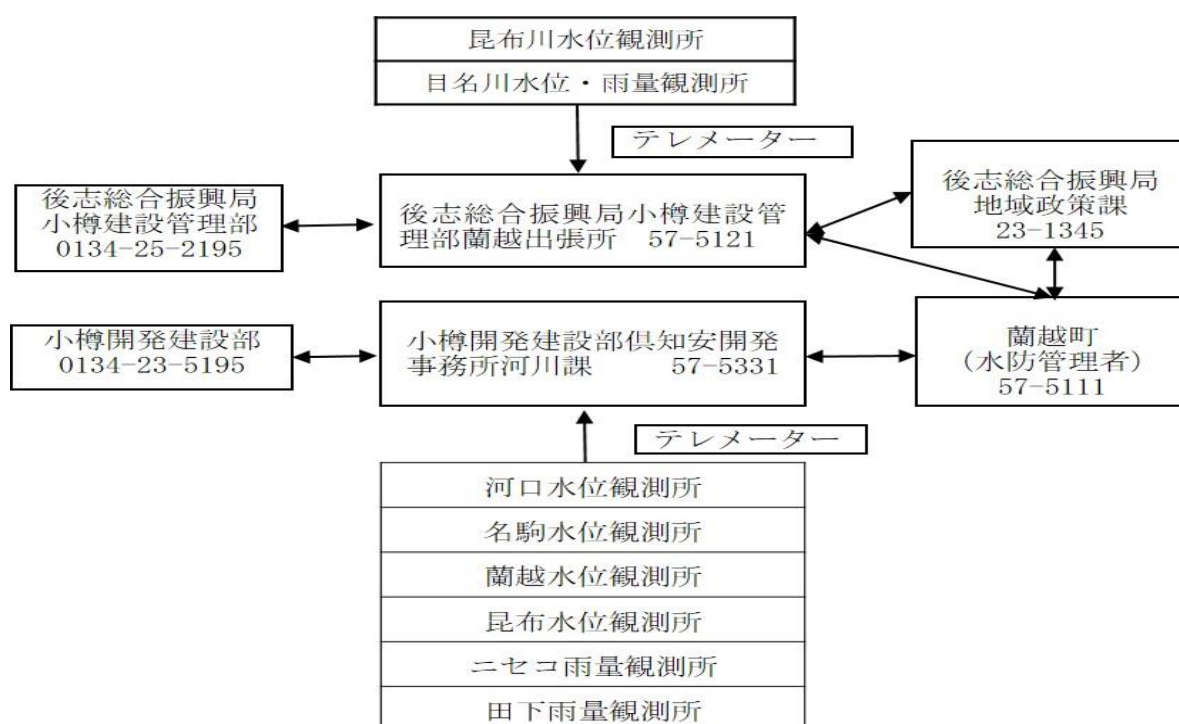
名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省「海の防災情報」	https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等

2 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台 ホームページ	https://www.data.jma.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

第7章 通信連絡

第1 雨量水位観測通信体制



第2 水防通信連絡体制

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機関名	連絡責任者 (代理者)	通 信 系 等		
		第1	第2	第3
後志総合振興局	地域政策課 主幹 (主査)	防災無線電話 79-6-350-2191	NTT 回線 22-1345	自動車
小樽開発建設部 倶知安開発事務所 河川課 (蘭越分庁舎)	河川課長 (事業専門官)	NTT 回線 57-5331	自動車	徒歩
後志総合振興局 小樽建設管理部 蘭越出張所	次長 (管理調整主査)	NTT 回線 57-5121	自動車	徒歩
倶知安警察署 (蘭越駐在所)	警備係長 (所長)	NTT 回線 22-0110 (57-5003)	自動車	徒歩
陸上自衛隊 北部方面対舟艇対戦車隊	射撃幹部	NTT 回線 22-1195 内線 225 (平日) 内線 235 (土・日)	自動車	—
ようてい農業協同組合 蘭越支所	支所長	NTT 回線 57-5211	自動車	—

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

第1 本町における国、道機関も含めた水防用資器材の備蓄は、別添資料のとおりである。

第2 水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国・道の応急復旧用資器材又は備蓄資器材を使用する場合には、小樽開発建設部俱知安開発事務所長・小樽建設管理部蘭越出張所長に電話にて承認を受ける。

第3 水防用土砂採取場等

町は、水防活動の実施に必要な土砂等については別示する。なお、小樽開発建設部が設置している尻別川堤防側帯の土砂の利用について、協力を得るものとする。

第2節 輸 送

水防資材・人員等の非常時の輸送

非常時の資器材及び人員等の輸送は、蘭越町地域防災計画第4章第13節「輸送計画」により実施する

第9章 水防活動

第1節 非常配備体制

第1 町の非常配備体制

町は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により、水防事務を処理するものとする。

なお、町職員の非常配備体制は、蘭越町地域防災計画第2章第1節第2「応急災害対策組織」に定めるところに準じるものとする。

非常配備の基準

区 分		配 備 基 準	配 備 内 容
災害 対策 連絡 本部 の設 置前	第1 非常 配備	1 法10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定による水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表され、洪水津波又は高潮のおそれがあるとき。 2 法第10条第2項の規定による洪水予報の通知を受けたとき又は法第11条第1項の規定により知事が洪水予報をしたとき。 3 法第16条第2項による水防警報の通知を受けたとき又は知事が法第16条第1項の規定により水防警報をしたとき。 4 これらの通知がなくても町長が必要と認めたとき。	情報収集及び連絡のため、総務部、災害調査部、救援部（必要により経済部、住民対策部、教育対策部）の一部の人員をもって当たるもので、事態の推移によっては、次の配備体制に直ちに移行できる体制とする。
災害 対策 連絡 本部 の設 置後	第2 非常 配備	1 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 2 洪水、津波又は高潮等により、人的被害又は住家被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 3 災害対策連絡本部設置基準に該当し、町長が必要と認めるとき。	関係各班の所用人員をもって当たるもので、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする
災害 対策 本部 の設 置後	第3 非常 配備	1 洪水、津波又は高潮等により多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 2 洪水、津波又は高潮等により多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生又は交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき。 3 災害対策本部設置基準に該当し、町長が必要と認めるとき。	災害対策本部の全員をもって当るもので、状況によりそれぞれ災害応急処置ができる体制とする。

備考 災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2 消防機関の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団及び蘭越支署は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により、水防事務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、蘭越町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

非常配備の基準

配備区分	配 備 基 準	配 備 体 制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき 3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき	水防団及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 3 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき 4 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき	水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

第3 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、後志総合振興局長、小樽開発建設部長及び後志総合振興局小樽建設管理部長に通報するものとする。

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時

水防管理者は、巡視（監視）責任者を定めて、担当区域内的の河川等を巡視させるものとする。巡視（監視）責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者（河川等管理者）に報告（通報）し、必要な措置を求めるものとする。

巡視（監視）責任者等は次のとおりとする。

担当区域	担当河川施設等	巡視（監視）責任者	巡視（監視）員
全町	尻別川他全河川	建設課長	建設課職員
全町	土地改良施設	農林水産課長	農林水産課職員
港地区	海岸堤防	農林水産課長	農林水産課職員

第2 出水時

1 洪水

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、後志総合振興局長及び河川等の管理者に連絡し、後志総合振興局長は知事に報告するものとする。

ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

2 高潮

水防管理者は、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、海岸等の管理者に連絡する。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

第1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施する。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第2 水門・樋門等操作

1 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2 河口部の水門等（津波・高潮）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。海岸部の水門等の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

3 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を適時適切に水防管理者等に通報するものとする。

第4節 緊急通行

第1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第2 損失補償

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難

第1 避難の決定の時期及び指示

水防管理者は、洪水などの災害による被害の発生が予想され、避難の必要があると判断した場合は、その地域に対し、避難指示を行い、災害による危険が目前に切迫しているときは、避難指示を行い、町民等の安全を確保する。

第2 避難の実施

避難の実施は、水防管理者の指示により行うが、水防管理者、又は町職員(消防史員)が現場にいないときは、警察官、知事の命令を受けた道職員が避難指示を実施する。また、自衛官は、避難指示の代行を行うことができる。

避難実施責任者	目的・要件	根拠法令
水防管理者（町長） 又は町長の命令を受けた町職員（消防史員を含む。）	1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き指示、立退き先の指示を行う。 2 避難指示を発令、又は解除した時には、後志総合振興局長に報告しなければならない。 3 立退き指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請する。	災害対策基本法第60条 法第29条
北海道知事又は 知事の命令を受けた道職員	1 洪水、氾濫、又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと認められるときは、避難を指示することができる。 2 知事は上記以外の災害において、町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができないときは、町長に代わって実施する。	災害対策基本法第60条 同 第72条 法第29条 地すべり等防止法25条
警察官	1 町長から要請があったとき、又は町長が立退き指示ができないと認める時は、立退き指示、又は立退き先の指示を行う。この場合直ちに町長に通知する。 2 災害による危険が切迫した時は、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、公安委員会にその旨報告する。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 警察官職務執行法第6条 第1項
自衛官	災害派遣された自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置を執ることができる。 この場合、その旨を町長に通知する。 ① 町民等の避難等の措置 ② 他人の土地等への立ち入り ③ 警戒区域の設定等 ④ 他人の土地等の一時使用および工作物等の除去 ⑤ 町民等への応急措置業務従事命令	自衛隊法第94条 災害対策基本法第63条 第3項 災害対策基本法第64条 第8項 災害対策基本法第65条 第3項

第3 避難の方法

避難の方法・順序は、蘭越町地域防災計画第4章第3節「避難対策計画」により実施する。

第4 避難者の輸送

避難者の輸送は、蘭越町地域防災計画第4章第13節「輸送計画」により実施する。

第5 避難場所の指定等

洪水災害における避難場所の指定は、「蘭越町防災ガイド・マップ」により、浸水想定区域も含め、住民への周知徹底を図る。

第7節 決壊・越水等の通報

第1 決壊・漏水等の通報

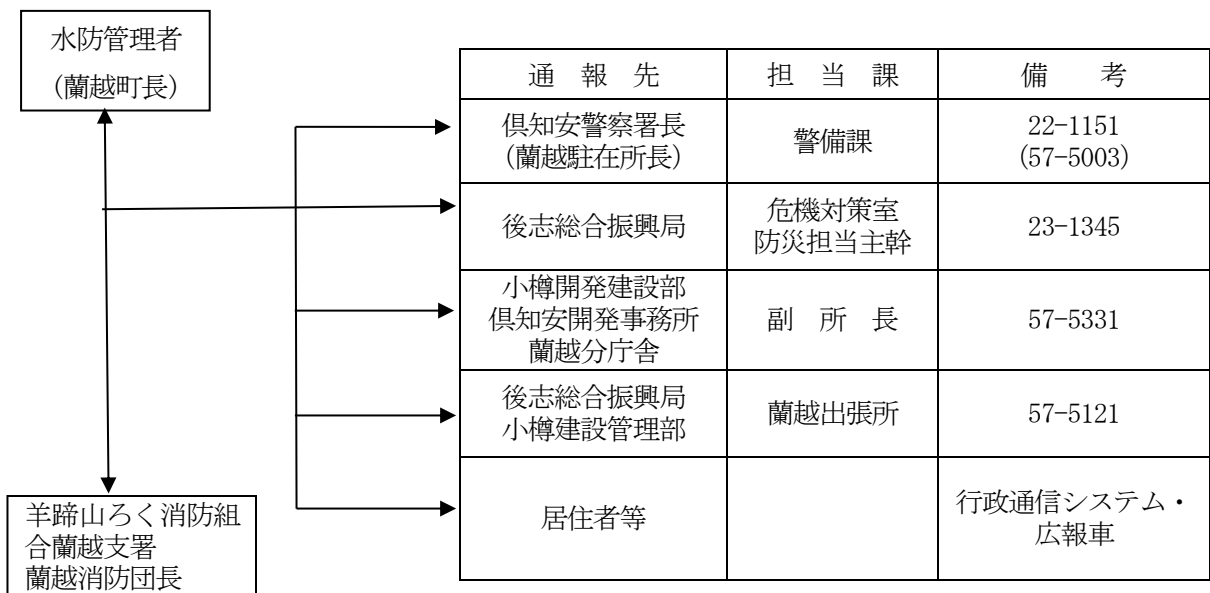
水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、蘭越消防団長、蘭越支署長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には水防管理者に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

第2 堤防等の決壊・越水等通報系統図

堤防等の決壊・越水等通報系統図は次のとおりである。



第3 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは以上な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、蘭越水防団長、蘭越消防支署長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

第1 町の非常解除

町長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、後志総合振興局を通じ知事に報告するものとする。

第2 水防団及び消防団の非常配備の解除

蘭越水防団及び蘭越消防支署の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりである。

第1信号：氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号：水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号：必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○－休止－○－

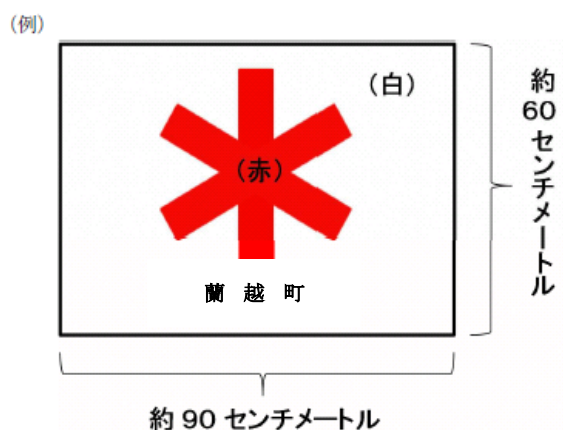
備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

1 町長の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



2 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章は、次のとおりである。



第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号
水 防 立 入 調 査 員 証
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。
年 月 日
蘭越町長 印

(表)

水 防 法 （ 抜 粋 ）
第49条 水防管理者は、水防計画を作成するために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を明示、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 町の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
※1 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。
※2 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
※3 記名以外の者の使用を禁ずる。
※4 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

(縦9 cm、横6 cm)

第 1 1 章 協力及び応援

第 1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、町が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

1 河川管理者の協力

- (1) 町への河川に関する情報（尻別川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 町が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 町等の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体 の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

2 河川管理者の援助等

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 水防管理者に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第 2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

法第23条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、町長は、協定に基づきニセコ町水防管理者、黒松内町水防管理者、又は羊蹄山ろく消防組合消防長に対して応援を求めるものとする。

また、上記水防管理者又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

蘭越町水防管理者	要 請 先	電 話
	ニセコ町水防管理者	44-2121
	黒松内町水防管理者	72-3311
	羊蹄山ろく消防組合消防長	22-2822

第3 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、倶知安警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- （1）災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）派遣部隊が展開できる場所
- （5）派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5 地元建設業等との連携

町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して蘭越建設協会との協定により、必要に応じ、水防管理者は水防活動を委任する。

第6 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 2 章 費用負担と公用負担等

第 1 節 費用負担

第 1 費用負担

町の水防に要する費用は、町が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第 2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第 2 節 公用負担

第 1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは水防管理者、蘭越水防団長又は蘭越消防支署長等は、水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は、(1)から(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第 2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、蘭越水防団長又は蘭越消防支署長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者から交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(別記様式1)

第 号	公 用 負 担 権 限 委 任 証
	住所
	職名
	氏名
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。
年 月 日	
	水防管理者
	蘭越町長
	印

(縦9 cm, 横6 cm)

第3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(別記様式2)

第 号	公 用 負 担 命 令 票
	住所
	氏名
	水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1. 目的物	
(1) 所在地	
(2) 名 称	
(3) 種 類 (又は内容)	
(4) 数 量	
2. 負担内容	
	(使用・収用・処分等について詳記すること)
年 月 日	
	命令者 水防管理者
	蘭越町長
	印

(日本工業規格A4版)

第4 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第3節 公務災害補償

第1 水防団員等の公務災害補償

法第6条の2の規定により、水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第2 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定により、町は、条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第13章 水防報告等

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団等の所見

第2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに後志総合振興局長に報告するとともに、後志総合振興局長は町長からの報告について国（開発建設部）に報告するものとする。

水防活動実績報告書

年 月 日

作成者

出水の状況										
水防実施箇所										
日時										
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計						
	人	人	人	人						
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工法									
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他	
使用資機材	かます、俵					居住者の				
	万年、土俵					出動状況				
	なわ					水防関係者の				
	丸太					死傷				
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する 自己評価 備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

(一例)

〇〇年台風〇号における水防活動 (蘭越消防団 〇〇年〇月〇日～〇日)	
○ 概要 蘭越消防団は、〇〇年〇月〇日～〇日の間、台風〇号の影響に伴う、集中豪雨に際し、延べ〇分隊〇〇名が、出動 町内では、最大24時間雨量100mmの豪雨により河川が増水、危険な状況において堤防へ土のう積みや農地での排水等、被害の軽減のため活動した。	

活動状況	出動延べ人数	主な活動内容
〇/〇 ～〇/〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動又は被害状況写真	水防活動又は被害状況写真	
尻別川〇〇地区の水防状況	尻別川〇〇樋門周辺の内水状況	
水防活動又は被害状況写真	水防活動又は被害状況写真	
尻別川〇〇樋門周辺の内水状況	尻別川〇〇樋門周辺の内水状況	

水防活動実施箇所 地図

第 14 章 水防訓練

町は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、町が主催する水防研修や開発建設部が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第 15 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第 1 節 洪水、内水、高潮対応

第 1 洪水浸水想定区域の指定状況

北海道開発局長及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するものとする。町に関して、道より水位周知河川である尻別川の浸水想定区域が公表されている。

第 2 内水浸水想定区域の指定状況

町長または知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については町長に通知するものとする。

第 3 高潮浸水想定区域の指定状況

知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第 14 条の 3 に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するものとする。

第 4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

蘭越町防災会議は、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、蘭越町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものとする。
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第 5 予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第 6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により蘭越町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、蘭越町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

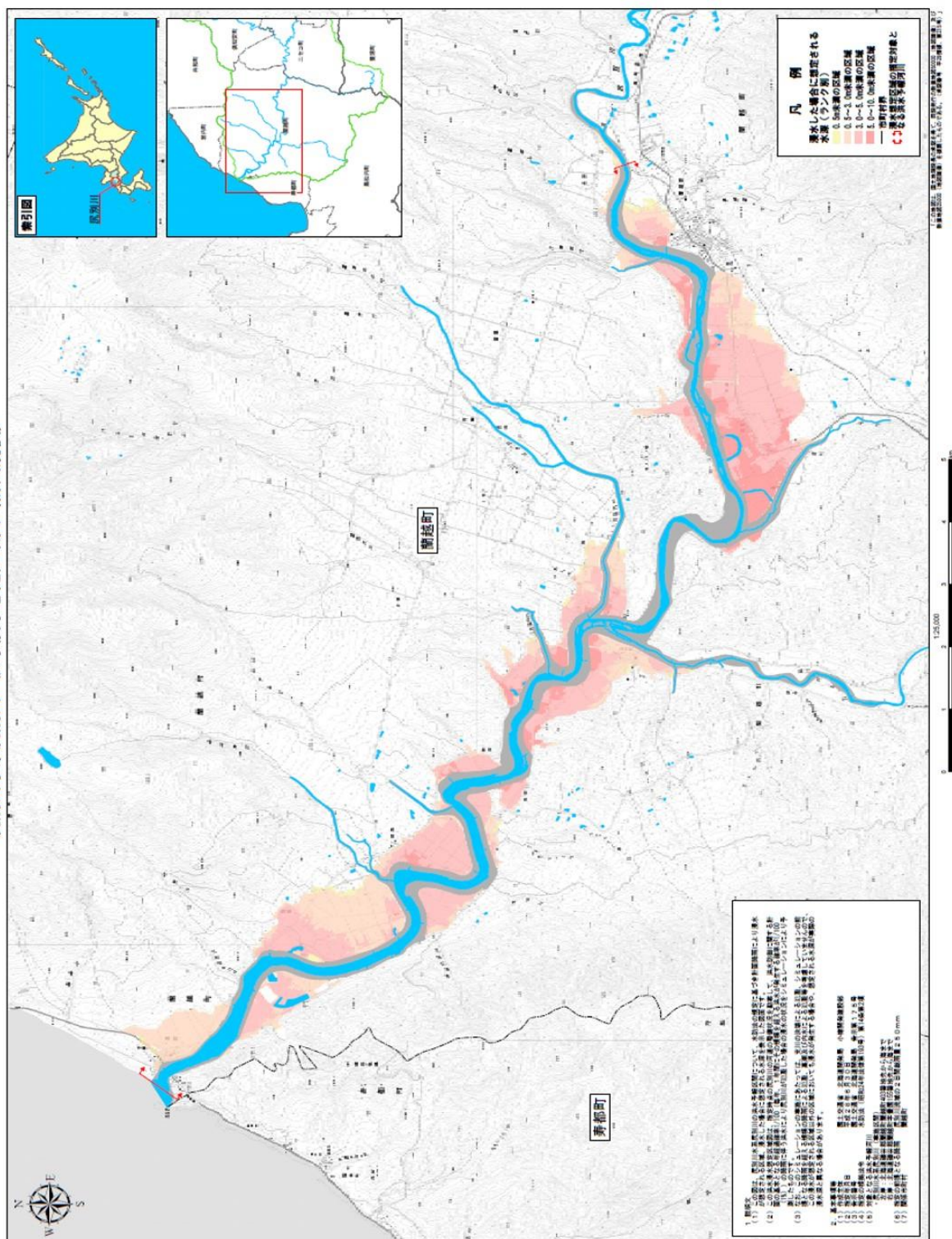
法第 15 条の 3 により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難

の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

第7 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

尻別川水系尻別川 洪水浸水想定区域図（計画規模）



蘭越町水防計画

沿革	平成	元年 7 月	修正	
	平成	2 年 4 月	修正	
	平成	4 年 4 月	修正	
	平成	5 年 4 月	修正	
	平成	6 年 4 月	修正	
	平成	19 年 1 月	修正	(全面修正)
	平成	20 年 8 月	修正	
	平成	23 年 3 月	修正	
	平成	25 年 3 月	修正	
	平成	27 年 3 月	修正	
	平成	31 年 3 月	修正	(全面修正)
	令和	2 年 3 月	修正	
	令和	4 年 3 月	修正	(全面修正)
	令和	5 年 3 月	修正	
	令和	6 年 3 月	修正	

発 行 人

蘭越町防災会議

(事 務 局)

総務課企画防災対策室防災係

電 話 : 0136-55-7534

F A X : 0136-57-5112